

## 天塩町情報交流センター「道の駅てしお」使用許可基準

### (目的)

- 1 この基準は、天塩町情報交流センター「道の駅てしお」設置及び管理条例（平成 15 年条例第 4 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、施設使用の許可を受けようとした場合の、使用許可基準を具体的に示すことを目的とする。

### (使用できる者)

- 2 施設を使用できるものは次に掲げる者とする。
- (1) 天塩町内にある自治会・町内会及び原則 3 人以上で構成される団体
  - (2) 天塩町内に事務所（店舗）を置く事業者
  - (3) 天塩町に住所を有する販売に必要な許可を得ている個人

### (使用許可基準)

- 3 使用許可の基準は次のとおりとし、その他の場合は準じて判断する。なお、町の振興に寄与すると町長が認めたものについては、この限りではないものとする。

区 分	使用を許可できるもの	使用を許可できないもの
基本事項	<p>1 本町の住民（個人・法人等）による福祉の増進を図る使用。ただし、許可できないものに該当しないことに限る。 （許可する主な事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①自治会・町内会による活動</li> <li>②町内の法人・任意団体等の活動</li> <li>③宗教活動（許可できない行為を除く）</li> <li>④政治活動（許可できない行為を除く）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 条例第 5 条各号の一に該当するとき。</li> <li>2 宗教等の祭祀・布教・入信等の勧誘、政治団体による寄附・入会等の勧誘のほか、金銭・物品等の寄附の強要を行うこと。</li> <li>3 一般利用者の施設利用の妨げになる恐れがあるとき。</li> <li>4 酒宴を目的とする使用をするとき。</li> <li>5 参加料などを徴収する有料行事。 （チャリティなどの非営利使用は除く）</li> </ul>
館 内	<p>1 地域振興に寄与すると認められるもの。 （許可する主な事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①団体等が主催する地域イベントの広報</li> <li>②特産品紹介ブースの設置</li> </ul>	<p>1 物販等の販売行為 ※ただし、テナント使用者との協議により、その貸付場所において行う行為を除く。その場合は、テナント使用者に対する貸付に係る条件等を遵守するものとする。 （この場合、使用許可申請は不要とし、責任者はテナント使用者とする。）</p>
館 外	<p>1 地域振興に寄与すると認められるもの。 （許可する主な事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①特産品等の PR・販売</li> <li>②自治会・町内会等の活動</li> <li>③町内の法人・任意団体等の活動</li> </ul>	<p>1 近隣及び一般利用者の迷惑行為に繋がる恐れがあるとき。 （主な事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①騒音</li> <li>②悪臭</li> <li>③煙</li> </ul> <p>2 火災などの事故等に対する対策が不十分と認められるとき。</p>

### (施設使用許可期間)

- 4 施設使用許可申請 1 件当たりの許可最長期間は、次のとおりとする。
- (1) 館 内            1 日
  - (2) 館 外            1 日

(施設使用許可時間)

5 施設の使用時間は、次のとおりとする。

(1) 天塩町情報交流センター「道の駅てしお」設置及び管理施行規則(平成15年規則第15号。以下「規則」という。)第2条第1項に規定する時間内。

(施設の使用申請等)

6 規則第3条の規定により、施設使用の許可を受けようとした場合の処理について、次のとおりとする。

(1) 申請の受付期間

申請の受付期間は次のとおりとする。

- ① 使用許可申請の受付期間は、使用しようとする日(以下「使用日」という。)の1週間前から使用日の間とする。
- ② 上記に係らず、国又は地方公共団体その他これらに準ずる団体が地域住民を対象として、住民の福祉の増進若しくは住民の交流の推進に役立つ事業又は行政サービスの一環としての説明会、臨時窓口等の事業(委託事業を含む。)を行う場合は、使用日の6ヶ月前から使用日までの間とする。

(2) 使用障害事由

受付期間において同一の日及び同一の時間に同一の場所をしようとする者が2以上ある場合は、受付の早い者を優先する。ただし、当事者間の協議によることを妨げない。

(使用の条件)

7 条例第5条第1項に規定する使用に関する条件として、次のとおりとする。

- (1) 使用に関し必要な備品等については自らが用意し、使用終了後は速やかに撤去すること。
- (2) 使用によって生じた他者との紛争は、誠意をもって解決にあたること。

(やむを得ない事情による許可の取消し)

8 次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第6条第3号に規定する場合として、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 施設が、公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく投票又は開票の会場として使用することが指名された場合その他選挙のために使用させる必要があると町長が認めた場合
- (2) 災害、感染症の流行等のため安全の確保が困難と判断した場合
- (3) 施設が災害等により避難所指定その他必要な対策が必要な施設として使用させる必要があると町長が認めた場合

(補則)

9 この基準に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。